

総教私第 717 号  
令和 7 年 2 月 4 日

各私立各種学校設置者 様

静岡県スポーツ・文化観光部  
総合教育局私学振興課長

「外国人児童・生徒等を対象とする私立各種学校設置認可等審査基準」の一部  
改正に係る留意すべき事項等について（通知）

このことについて、令和 7 年 1 月 31 日付け総教私第 697 号により通知したところですが、  
今回の改正の概要及び留意すべき事項を下記のとおり通知します。

## 記

### 1 改正の概要

#### 施設（第 3 条関係）

校舎等の借用基準について、国と同様の基準に改めるとともに、他校種と文言を統一  
する改正を行う。

### 2 留意すべき事項

#### 施設（第 3 条関係）

校舎、校具その他の施設、設備の借用について、「特別の事情があり、かつ、教育上支  
障がないことが確実と認められた場合」とは、改正前の基準第 3 条と同様の場合を含む  
ものであること。

（参考：改正前）

外国人児童・生徒等を対象とする私立各種学校設置認可等審査基準（抄）

第 3 条 市町が地域社会の特殊事情等により、外国人学校の各種学校の設置を要望して  
いる場合であって、教育上支障がないことが確実と認められ、かつ、次の各号のいず  
れかに該当している場合とする。

- (1) 国又は地方公共団体からの借用であること。
- (2) 借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）の規定による借家権が設定され、当該借家権  
が登記されていること。

2 前項の施設の借用にあつては、所有者との間に、外国人学校設置後 20 年以上にわた  
って使用できる保証のある使用貸借契約若しくは賃貸借契約が締結されていること。

担 当 指導班  
電話番号 054-221-2937